

キャッシュカード (法人用) 規定

加茂信用金庫
令和3年4月5日現在

1. (カードの利用)

普通預金 (利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。) について発行したキャッシュカード (法人用) (以下「カード」といいます。) は、当該預金口座について次の場合に利用することができます。

(1) 当金庫、しんきんネットキャッシュサービスの加盟信用金庫 (以下「提携金庫」といいます。)、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動預金機 (現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)

を使用して預金に預入れをする場合。

(2) 当金庫・提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行 (以下総称して「提携先」といいます。) の現金自動支払機 (現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。) を使用して預金の払戻しをする場合。

(3) 当金庫および提携金庫の自動振込機 (振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。) を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。

(4) その他当金庫所定の取引をする場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

(1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード (またはカードと通帳) を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫、提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫、提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。

(3) 前項にかかわらず、当金庫、提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

(4) 当金庫、提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

(5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または提携金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

(3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携金庫の振込機による1日あたりの振込について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

(4) 第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携金庫の振込機による1日あたりの振込回数について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

5. (自動機利用手数料等)

(1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

(2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

(3) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。

(4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫の振込手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。

6. (代理人カード)

代理人カードは発行しません。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫又は提携金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。なお、預入れまたは払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額を個別に通帳に記入します。

8. (カード・暗証番号の管理等)

(1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9. (偽造カード等による払戻し)

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。

10. (盗難カードによる払戻し)

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携先は責任を負いません。

11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

13. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任

を負いません。なお、提携先の預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

14. (カードの利用停止等)

- (1) 当金庫は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認資料や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、カードの利用を一部制限または停止することがあります。
- (2) 1年以上カードの利用がない場合、入金、払戻し等の本規定にもとづくカードの利用を一部制限または停止することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カードの利用を一部制限または停止する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるカードの利用制限等についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫はカードの一部制限または利用停止を解除します。
- (5) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の代表者確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

15. (解約)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当店に届け出てください。当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合はカードの利用はできません。なお、未処理取引のある場合には、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はカードのご利用を全部または一部を停止し、または、預金者に通知するなどにより、このカードの利用を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または、預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ③ この預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、お客様について確認した事項および第14条第1項に定めるお客様情報等の各種確認や提出された資料に際し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑤ 第14条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑥ 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じない場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。

18. (規定の改定)

- (1) この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上